

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
10月11日
(金曜日)

目次

保安林指定施業要件の変更(森林整備課)	一
道路の区域の変更(道路整備課)	二
道路の供用の開始(道路整備課)	三
道路の位置の指定(建築指導課)	三
公告	三
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)	三
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	四
県営石城の里地区農地整備事業(経営体育成型)計画書の縦覧(農村整備課)	五
選管告示	五
政治団体の名称等	五
政治団体の異動事項	五
解散等に係る政治団体の名称等	六
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	六
公安委告示	六
機械警備業務管理者講習の実施	六
山口県告示第三百九十六号	保



保安林の指定施業要件を次のように変更する。

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保

平成二十五年十月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

萩市大字明木字矢代桃ノ河内二一九〇の一から二一九〇の二二まで、字矢代西ヶ輪二一九一、二一九〇、二二二一、二二二四から二二二六まで、二二二〇から二二二三まで、二二三三の一、二二三四、二二二七、二二三七、二二三三の一、二二三三の二(次の図に示す部分に限る。)、二二三四、二二三六、字矢代墓ノ浴口二一九二、二一九三の一、二一九三の二、二一九五の一、二一九五の二、二四〇五、字矢代墓ノ浴二一九四、二一九六の一から二一九六の八まで、二一九七から二二〇一まで、字矢代西ヶ輪川平二二〇二の二、二二〇二の二(次の図に示す部分に限る。)、二二〇三、字矢代西ヶ輪渡瀬二二〇四、二二〇六の一、二二〇六の二(次の図に示す部分に限る。)、字矢代東側津エケ平二二〇八の三、二二〇八の四、字矢代西ヶ輪家ノ上二二一一、字矢代鼠竹ノ浴二二三九の一、二二三九の二(次の図に示す部分に限る。)、二二四一から二二四三まで、字矢代河原谷二二四六の一、二二四六の二、二二四八、二二五一、二二五二、二二五六

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 1 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下関市豊田町大字東長野字枇杷ヶ谷七の一、八、字下山一五の二、菊川町大字貴飯字木ヲトシ一〇七の一、一〇七の三、字高見城一四二の一から一四二の三まで、一七七の四、一七七の六、一七七の七、一七八の一から一七八の三まで、字トイガ迫一四三、字松尾原一四七の一、一四七の二、字トイガサコ一四八、字樋ヶ迫四六九、八

一、二、字ヲモサコトヒケサコハ一二の六、菊川町大字吉賀字足迫四六四、四六五の一、四六五の二、四六六、四六七、四六八の一から四六八の六まで、四六九の一から四六九の四まで、四七〇、四七一の一、四七二、四七三

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年十月十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 県道
路 線 名 山口福栄須佐線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
萩市大字福井上字上小石四〇二四の 一地从先から 同市同大字 先まで	旧	最狭 九・五・二	一五・〇	
同字四〇二四の三地从先まで	新	最狭 一三・五・二	一五・〇	道路改良工 事の完了による。

道路の種類 県道
路 線 名 山口阿知須宇部線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
宇部市大字東岐波字横尾新開一四四 九の九地从先から 同市同大字字道田一三四九の二地 先まで	旧	最狭 三九・六・〇	五七二・〇	
	新	最狭 四〇・二・八	五八四・八	道路改良工 事の完了による。

道路の種類 県道
路 線 名 伊佐吉部山口線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
宇部市大字小野字大日原七九三〇の 一地从先から 同市同大字字角石四四二七の一 地先まで	旧	最狭 一八四・四・六	五九六・六	
	新	最狭 四九・〇・四	五九九・二	道路改良工 事の完了による。

道路の種類 県道
路 線 名 高佐下阿武線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
阿武郡阿武町大字宇生賀字瀬戸一三 九六の九地从先から 同郡同町同大字字大木ノ元一五 〇八の八の地先まで	旧	最狭 六四・三・五	二二五・六	
	新	最狭 一九・五・四	二二四・四	道路改良工 事の完了による。

山口県告示第三百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十五年十月十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山口福栄須道 山口福栄須道 佐部線	萩市大字福井上字上小石四〇二四の一地先から 同市同大字 同字四〇二四の三地先まで	平成二十五年十月十二日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山口阿知須道 宇部線	宇部市大字東岐波字横尾新開一四四九の九地先から 同市同大字字道田一三九九の二地先まで	平成二十五年十月十二日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
伊佐吉部山道 山口線	宇部市大字小野字大日原七九三〇の一地先から 同市同大字字角石四四二七の一地先まで	平成二十五年十月十二日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
高佐下阿武道 線	阿武郡阿武町大字宇生賀字瀬戸一三九六の一地先から 同郡同町同大字字大木ノ元一五〇八の一地先まで	平成二十五年十月十二日

山口県告示第三百九十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
 その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字末武上字上福寺五二二の九	四・〇	三四・九	平成二五 一〇、一
先光市島田四丁目一八三七の二及び二八三七の二地	五・〇	二五・四	平成二五 九、二七



(三五五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十五年十月十一日から平成二十六年二月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十五年十月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ドラッグストアモリ防府高井店
 所在地 防府市大字高井九二〇の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住
 株式会社ドラッグストア 福岡県朝倉市一ツ木一四八の一 所 代表者の氏名
 モリ 森 信
- 三 変更に係る事項の概要

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午後五時まで

午前六時から午後九時まで

四 届出年月日

平成二十五年九月九日

五 変更年月日

平成二十六年五月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートリアル光店

所在地 光市浅江三丁目二番一〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ミコー食品 住所 岩国市周東町上久原三二四の五 代表者の氏名 松田 清治

三 変更に係る事項の概要

駐輪場の位置、荷さばき施設の位置及び駐車場の自動車の出入口の位置

四 届出年月日

平成二十五年九月九日

五 変更年月日

平成二十六年五月十日

(三五八) 県営石城の里地区農地整備事業(経営体育成型)計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営石城の里地区農地整備事業(経営体育成型)を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年十月十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 縦覧に供する書類

県営石城の里地区農地整備事業(経営体育成型)計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年十月十五日から同年十一月五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



山口県選挙管理委員会告示第百十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年十月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年)月日
中川隆志後援会	増浜 哲之	中川 恭子	柳井市遠崎1287		平成25、9、3
橋本守雄後援会	橋本 守雄	橋本 愛子	〃 大畠7900の1		〃 〃 19

山口県選挙管理委員会告示第百十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十五年十月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		届出(年)月日
		新	旧	
自由民主党美東支部	会計責任者 事務所	秋枝 秀稔	山本 昌二	平成25、9、20
		美祿市美東町長田807	美祿市美東町大田4958	
波多野勝後援会	代表者	河内山正雄	伊藤 重次	〃 〃 27

山口県税理士政治連盟	〃	藤中 秀幸	〃	〃	〃	12
	会計責任者	〃	岩国市周東町 下久原411の 4	〃	〃	〃
山本繁太郎後援会	〃	〃	柳井市柳井 1574の99	〃	〃	9
	事務所	〃	山口市泉町/ 番49号	〃	〃	〃
渡辺純忠後援会	〃	〃	〃	〃	〃	2
	〃	〃	〃	〃	〃	〃

山口県選挙管理委員会告示第百二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年十月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
川口泰司後援会	松村 元幸	藤田 繁男	宇部市厚南北2丁目2番23号	平成25年8、31
富村さとし後援会	富村 郷司	中末 幸夫	山口市中央5丁目7番1号	〃
森重さだまさ後援会	森重 昌健	守田 正	光市大字束荷1809の1	平成24年12、1

山口県選挙管理委員会告示第百二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年十月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		備考 (資金管理団体のなから年月日届出)
		名 称	代表者の氏名	
富村 郷司	衆議院議員	富村さとし後援会	山口市中央5丁目7番1号	平成25、9、6



山口県公安委員会告示第四十九号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第四十一条第二項第一号の機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成二十五年十月十一日

山口県公安委員会

- 一 講習の日時及び場所並びに受講者の定員
 - (一) 日時 平成二十五年十一月二十六日（火曜日）から同月二十八日（木曜日）までの午前九時から午後五時三十分まで
 - (二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）
 - (三) 受講者の定員 二十人
- 二 受講申込書の受付期間

平成二十五年十月二十九日（火曜日）から同月三十一日（木曜日）まで

ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。
- 三 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署
- 四 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。
- 五 提出書類
 - (一) 機械警備業務管理者講習受講申込書（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）別記様式第一号によること。）

(二) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

六 受講手数料

三万八千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

八 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三―九三三―〇一一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

平成二十五年十月十一日
印刷発行

発行所

山口県知事庁